

龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校 部活動に係る活動方針

令和5年3月

○本方針は、次の4つの柱をねらいとして策定する。

- 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底
- 2 適切な運営のための体制整備
- 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備
- 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

茨城県「部活動の運営方針」(改訂版)より抜粋

I 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

【具体的方策】

(I) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間上限の順守

① 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。(練習試合や大会等の当日を除く。)

- ・平日は1日あたり2時間を上限とすること。
- ・休日は1日あたり3時間を上限とすること。
- ・週の合計は11時間を上限とすること。

② 校長及び部顧問は、上限の範囲内で可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間(準備・片付け・移動時間を含まない。)を設定すること。

③ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振り返ること。また、祝日が含まれる週や、平日の大会参加等により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲となるよう活動時間を調整すること。

④ 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

イ 朝の活動の原則禁止

① 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障をきたすことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

※例えば、大会1か月前から朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点からは不適切である。

ウ 休養日の設定

①次のとおり、週当たり2日以上の休養日を設けることを基本とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 平日は1日以上休養日を設けること。2 休日（土日）のどちらか1日以上休業日を設けること。3 週の合計として2日以上休養日を設けること。 |
|---|

②校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、総合体育大会及び新人体育大会において市の代表として次の大会へ選ばれた場合、その大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

③長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

エ 休養の必要性の啓発

- ①競技や活動内容によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。
- ②HP等を活用して、活動計画及び活動実績を地域に公表する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

- ①校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等（記録会を含む）について、精選する。
- ②部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- ①校長は、生徒の体力的・精神的に大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

2 適切な運営のための体制整備

【具体的方策】

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- ①校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、入部・退部は任意であることについて周知徹底する。
- ②校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- ①部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- ②現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置づけられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に充分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- ③PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。
- ④また、地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

ウ 部顧問の委嘱等

- ①部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- ②校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をとおり、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問対象研修の設定

- ①特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- ①部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定すること。また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ②部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト(燃え尽き症候群)することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取ること。

ウ 熱中症の防止

- ①校長は、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。
また、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、**暑さ指数(WBGT)が 31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。**
- ②中体連、教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。や

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- ①校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針の策定

- ①「県運営方針」及び「市活動方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- ②部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 年間の活動計画：活動日、休業日、大会参加日時等を記載。2 毎月の活動計画：活動時間、場所、休養日、大会参加日時等の計画を記載。3 毎月の活動実績：活動時間、場所、休養日、大会参加日時等の実績を記載。 |
|---|

③学校方針・年間活動計画、月間活動計画、月間活動実績を学校HPへ掲載し公表する。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

①校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

【具体的方策】

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応例

①校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるように努める。

イ 誰もが参加できる活動の工夫

①校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

ア 段階的な地域移行

- ①令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。
- ②中学校について令和5年度から7年度までを地域移行の改革集中期間とする国の提言を踏まえ、本県では、令和7年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指す。

イ 部活動時間の縮減等

- ①教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
- ②校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

ウ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- ①教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。
- ②学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域の

スポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

【具体的方策】

(1) 複数顧問制の推進等

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- ①校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

イ 部活動指導員の活用

- ①学校は、部活動指導員と連携し、積極的に活用する。

ウ 休養日の振替の徹底

- ①校長及び部顧問は、「1-(1)適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。
- ・休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
 - ・休日に大会等への参加により連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。

(2) 大会等の運営や役員業務の見直し等

ア 大会等の運営の在り方の見直し

- ①中体連は、大会の組合せや打合せ会議について、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。
- ②中体連は、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築すること。